

## イカイノ保育園 重要事項説明書 (2026年度)

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1. 施設運営主体

名称	社会福祉法人 黎明福祉会
所在地	大阪市生野区中川西 2 丁目 6 番 10 号
電話番号	06-6731-3535
代表者氏名	理事長 金 石水

### 2. 利用施設

施設の種類	保育所			
施設の名称	イカイノ保育園			
施設の所在地	大阪市生野区中川西 2 丁目 6 番 10 号			
連絡先	電話番号 06-6731-3535 F A X 番号 06-6718-0988			
管理者	園長 長瀬 光子			
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする <b>小学校就学前児童</b>			
認可定員	0 歳児	13 人	1 歳児	15 人
	2 歳児	15 人	3 歳児	15 人
	4 歳児	15 人	5 歳児	15 人
利用定員	0 歳児	10 人	1 歳児	15 人
	2 歳児	15 人	3 歳児	12 人
	4 歳児	8 人	5 歳児	0 人
開設年月日	1983 年 6 月 1 日			
事業所番号	2710051003616			
ホームページ	<a href="http://ikaino-n.org">http://ikaino-n.org</a>			

### 3. 施設の目的・運営方針

イカイノ保育園(以下「当園という)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的としています。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する事に最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家族との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者にたいする支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

#### 4. 当園における施設・整備等の概要

##### (1) 施設

敷 地		544.97 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 5階建てのうち1階、2階
	延べ面積	500.39 m <sup>2</sup>
園 庭		地上園庭 194.57 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1室	つくし組(0歳児クラス)
ほふく室	1室	
保育室	3室	めだか組(1歳児クラス) すみれ組(2歳児クラス) むくげ組(3歳～5歳児のたてわりクラス)
医務室	1室	
調理室	1室	
多目的室	1室	
事務室	1室	
職員室	1室	
プレーRoom	1室	

#### 5. 提供する保育などの内容

当園は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示117号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

##### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

##### (2) 保育理念

「子どもの心に寄り添い、一人ひとりの育ちを大切にする」

##### (3) 保育方針

- 1) キリスト教精神に基づき、一人ひとりが愛され、安心できる環境の中で育てる。
- 2) 一人ひとりの発達、個性を尊重し、かけがえのない存在として受け入れる。
- 3) 国際色豊かで地域に根ざした共生共存の関係をつくる

6. 職員の職種、員数及び職務内容(栄養士については別掲) 4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
副園長	園長と共に園務をつかさどり、園長不在の時は園長を代行する。	1	1		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	園児の利益を最優先に保育する	13	9	4	
子育て支援員	保育士の指示のもとで保育の補助	3	1	2	
保育補助	保育士の指示のもとで保育の補助	3		3	
栄養士	食の安全と園児の発育を助ける	2	2		
調理員	栄養士の指示のもとで調理を担当	1	1		

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例49号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

〈 各職種の勤務体系 〉

職種	職務体系
園長	正規の勤務時間 (9:00～18:00)
主任保育士	正規の勤務時間 (8:30～17:00)
保育士	正規の勤務時間 (7:00～19:00) シフト制
栄養士及び調理員	正規の勤務時間 (8:15～16:30)

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間は異なります。

※勤務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯になることがあります。

7. 保育を提供する日

(1) ・休園日

12月29日～1月3日

・家庭内保育協力日

1月4日、8月13日前後3日、3月31日、

6月第3土曜午後、1月第3土曜午後

園の行事(入園式、親子であそぼう会、クリスマス、卒園式)

の行事終了から。

(2) 土曜保育については、勤務証明書(本園の様式)に土曜の勤務が明記されたものがが必要です。

(3) 台風や大雨の時、朝 7 時の時点で「暴風警報」や「特別警報」が発令されている場合は休園となります。ただし午前 8 時までに警報が解除された場合は、解除の 1 時間後から開園し、給食も提供しますが、午前 8 時から 11 時までに解除された場合は、解除後の 1 時間後から開園し、その時は弁当持参となります。午前 11 時以降に解除された場合は、終日休園となります。また、保育中に「暴風警報」などが発令された場合は、その時点でのお迎えとなります。

(4) 学校保健安全法に従い、保育園において予防すべき感染症が発生した場合、臨時休園や出席停止の措置をとる場合があります。

## 8. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりになります。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定書を市町村から交付されている方の場合 7 時から 18 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間にその他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、2,900 円負担していただきます(30 分、1 時間とも)。時間外保育を申請していない方で、お迎えが 18 時を過ぎると、30 分につき 150 円いただきます。但し、月 3 日目を超えると延長の場合は月ぎめ料金(2900 円)になりますのでご注意ください。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間に係る支給認定書を市町村から交付されている方の場合、8 時 30 分から 16 時 30 分までの範囲内で保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

短時間認定の場合、その認定時間以外の保育は時間外保育対応となります。上記以外の時間帯において、就労などの理由により保育が必要な場合は、7 時から 8 時 30 分まで、又は 16 時 30 分から 19 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用料金が必要になります(1 時間まで 2,900 円、2 時間まで 5,900 円。時間外保育を申請していない方で、お迎えが 16 時 30 分を過ぎると、30 分につき 150 円いただきます。但し、月 3 日目を超えると延長の場合は月ぎめ料金(2900 円)になりますのでご注意ください。

## 9. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

### (1) 食事の提供方法

自園調理(調理業務は当園職員が行います)

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、食事の提供を行います。

児童の年齢や個々の生活リズム応じ、以下の時間帯より食事の提供を行います。

	昼食	午後間食	備考
0歳児	11時前後から	15時前後から	年齢、生活リズムに応じ提供
1歳児	11時前後から	15時前後から	年齢、生活リズムに応じ提供
2歳児	11時前後から	15時前後から	年齢、生活リズムに応じ提供
3歳～5歳児	12時前後から	15時前後から	年齢、生活リズムに応じ提供

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

(食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー結膜炎・アレルギー性鼻炎)

\*アレルギーに関する医師による指示書が必要です。

※食物アレルギー児に関しては除去食及び代替食にて対応します。

その他・食物アレルギー対応マニュアル有り

・アレルギー調査結果把握(アレルギー児童1年1回検査結果報告)

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	2	2	0	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当核市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担して頂きます。

お支払い方法については、別途お知らせします。

11. 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12. 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され、支給認定をうけた保護者が本重要事項説明書に同意していただいた後に保育の提供を開始します。

### 13. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 14. 当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### (1) 内科、小児科

医療機関の名称	安井クリニック
医院長名又は医師名	趙 秀一
所在地	東大阪市岸田堂西2丁目1-6
電話番号	06-6721-0001

#### (2) 歯科

医療機関の名称	ゆん歯科クリニック
医院長名又は医師名	尹 聖澤
所在地	大阪市鶴見区横堤4-20-21
電話番号	06-6911-5177

### 15. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変などの緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先などへ速やかに連絡を行います。

### 16. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・AED 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 有 ・無線機 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回実施します。

### 17. 虐待の防止のための措置に関する事項

当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

### 18. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 長瀬光子（園長） 兪智美（主任保育士）</li> <li>・ご利用時間 9：00～17：00</li> <li>・電話番号 06-6731-3535 ・FAX 06-6718-0988</li> </ul> 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	寺田 崇雄	電話番号 06-6761-1171
		大阪市私立保育園連盟 会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

#### 19. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険・園児団体損害保険「ほいくのほけん」
保険の内容	保育園における事故やケガの賠償・補償
保険金額	① ケガ入院（1日あたり1950円） 通院（1日あたり1300円）
保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
補償限度額	（医療費）50万円（死亡見舞金）3,000万円

#### 20. 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	2023年度	2024年度	2025年度
0歳児	3人	2人	6人
1歳児	9人	12人	15人
2歳児	10人	11人	14人
3歳児	6人	5人	8人

#### 21. 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	2025年度実施	WAMNETで確認可能
自己評価の実施状況	毎年度実施	

22. 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された案件はありません。

#### 23. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 24. その他

- ・ 保育園の様子をビデオや写真で記録し、懇談会やホームページで公表させていただく場合があります。ご都合の悪い方はお申し出ください。また、保育園での行事を写真等で撮影された場合、他の園児が映っている画像を SNS など公表しないでください。
- ・ 当園には駐車場がありませんので、車での登降園はご遠慮ください。

### 別表

#### 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
諸費	0～3 歳児(月刊絵本、写真代) 4～5 歳児(遠足等、行事費、写真代) ※ 日本スポーツ振興センター共済掛金 300	月額 1,000 円  年 1 回別途徴収
給食に係る費用	3 歳～5 歳児クラス 主食費 副食費	月額 2,000 円 月額 5,000 円 *差額園負担
保護者会費 (任意)		月額 500 円

※当園では、月ごとに保護者から頂いた費用について、明細を記載した諸費袋に領収印を押すことで領収書に替えさせていただきます。

#### 2 保育用品の販売について

下記の保育用品を販売しています。

品目	値段	品目	値段
クラスカラー帽子	1130 円	手作エプロンセット 5 枚	1100 円
個人マーク 40 布プリント	300 円	お尻敷きハンドタオル 5 枚	800 円
マーク入りコップ	700 円	シール帳(3～5 歳児)	380 円
ガーゼおてふき 6 枚セット	700 円		

当所における警報発令、地震発生時等の対応について

<p>暴風警報等発表時</p>	<p>大阪市域に暴風警報または特別警報が発表された場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育開始前に発表された場合 原則として休所します。</li> <li>・保育開始後に発表された場合 発表された時点で休所します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市が河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上発令 気象庁が発表する「警戒レベル3相当」は含まない。</li> <li>・高潮に関する大阪府市からの早めに避難の呼びかけがあった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育開始前に発令された場合 避難区域に所在する保育所は休所します。</li> <li>・保育開始後に発令された場合 発令された時点で休所します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。</li> </ul>
<p>地震発生時</p>	<p>大阪市内 24 区のうちのいずれか1区でも震度5弱以上を観測した場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育開始前に発生した場合 原則として休所します。</li> <li>・保育開始後に発生した場合 発生した時点で休所します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。</li> <li>・保育終了後に発生した場合 翌日は休所します。</li> </ul>
<p>JR 大阪環状線及び Osaka Metro 全線が運 休（計画運休を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育開始前に発表された場合 災害などを起因として運休となった場合や始発から計画運休が予定されている場合は、原則として休所します。</li> <li>・保育開始後に発表された場合 保育を継続します。ただし、計画運休が予定されている場合は、お迎えをお願いします。</li> </ul>
<p>建物等に甚大な被害が 発生し、安全な保育がで きない場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育開始前に発生した場合 原則として休所します。</li> <li>・保育開始後に発生した場合 発生した時点で休所します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。</li> </ul>

